



県章

山形県公報

平成29年5月12日（金）

第2843号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…503
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院の認定……………（障がい福祉課）…504
- 応急入院指定病院の指定……………（同）…同
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院の指定……………（同）…505
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（同）…同
- 同……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 事業の認定……………（県土利用政策課）…506
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…507

人事委員会関係

告 示

- 平成29年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）の実施……………同
- 平成29年度山形県職員採用試験（短大卒業程度）の実施……………511
- 平成29年度山形県職員採用試験（高校卒業程度）の実施……………514
- 平成29年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施……………516

病院事業局関係

告 示

- 平成15年5月県病院事業告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の廃止……………518

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（こども医療療育センター）…519
- 平成30年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施……………（教育委員会）…同

告 示

山形県告示第376号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社いぶき介護センター	デイサービスいぶき 新庄市大字松本393番地の9	通 所 介 護	平成29. 4. 28

山形県告示第377号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定により、任意入院者等の診察を特定医師に行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成29年 5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	山形市桜町2番75号	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	同 長町二丁目10番56号	同
若 宮 病 院	同 吉原二丁目15番3号	同
医療法人社団斗南会 秋野病院	天童市大字久野本362番地の1	同
佐 藤 病 院	南陽市柵塚948番地の1	同
山形県立こころの医療センター	鶴岡市茅原字草見鶴51番地1	同

山形県告示第378号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成29年 5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会医療法人二本松会 かみのやま病院	上山市金谷字下河原1370番地	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
小 原 病 院	西村山郡河北町谷地字月山堂151番地1	同
医療法人社団清明会 新庄明和病院	新庄市大字福田806番地	同
吉 川 記 念 病 院	長井市成田1888番1	同
山 容 病 院	酒田市浜松町1番7号	同

山形県告示第379号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成29年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	山形市桜町2番75号	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	同 長町二丁目10番56号	同
若 宮 病 院	同 吉原二丁目15番3号	同
医療法人社団斗南会 秋野病院	天童市大字久野本362番地の1	同
佐 藤 病 院	南陽市桐塚948番地の1	同
山形県立こころの医療センター	鶴岡市茅原字草見鶴51番地1	同

山形県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	日 下 部 昌 博	山形市大字志戸田1009番地

山形県告示第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称
山形市東部土地改良区
- 事務所の所在地
山形市大字風間1083番地の5
- 認可年月日
平成29年4月27日

山形県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称

最上川土地改良区

2 事務所の所在地

東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地

3 認可年月日

平成29年4月26日

山形県告示第383号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

山形市

2 事業の種類

山形市総合スポーツセンター駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 山形市落合町地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市総合スポーツセンター駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体（山形市）が設置する総合スポーツセンター駐車場の拡張整備を図る事業であり、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

山形市では、「山形市スポーツ振興計画」の基本理念でもある、市民が「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツに取り組み、豊かなスポーツ社会を実現できるよう、行政・市民・事業者が協働で地域スポーツの活性化や競技スポーツの向上、子どもたちの体力・運動能力向上等につながる取組を進めてきている。

山形市総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）については、上記計画の実現に向け、また、平成4年に行われた第47回国民体育大会（べにばな国体）を契機として平成元年に建設され、約1,500台分の駐車場を有し運営してきている。しかしながら、建設当時と比べて1世帯あたりの自動車保有台数の増加とともに自動車での来場者も増加したことから、山形市中学校総合体育大会やまるごとマラソン等のイベント開催時には駐車場が不足することとなり、農道等への路上駐車や駐車待ちの車による渋滞等の問題が発生したため、近隣施設の駐車場を借用するなどの対応を余儀なくされている。また、霞城公園内の野球場をスポーツセンター駐車場敷地内に移設することが決定し、現在建設中であることから、駐車場が更に不足することとなり、スポーツ活動の拠点施設としての機能を十分に発揮できない状況となっている。

本件事業はこのような問題に対応するため、スポーツセンターの隣接地に新たな駐車場を整備することで施設利用者の利便性を向上させ、市民のスポーツ活動の拠点施設としての機能強化を図るとともに、イベント開催時の路上駐車や渋滞等の問題の解消により地域住民の安全確保も図るものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、文化財保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、十分な用地面積の確保、スポーツセンター利用者の利便性や

安全性、経済性等により申請案のほか周辺の2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案はスポーツセンターの各施設にも近く、利便性や安全性に優れていることに加え、支障物件もないため経済的に最も廉価となることなどから、社会的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

- ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、現在のスポーツセンター駐車場は、イベント開催時における駐車場が不足しており、近隣施設の駐車場を借用するなどして対応しているが、霞城公園内の野球場をスポーツセンター駐車場敷地内に移設することが決定し、現在建設中であることから、駐車場が更に不足することとなり、スポーツ活動の拠点施設としての機能を十分に発揮できない状況となっている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

山形県告示第384号

次の開発行為は、完了した。

平成29年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成28年11月4日 指令置総建第52号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
南陽市宮内字三番縄864番、868番、869番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東置賜郡川西町大字上小松978番地1 山形おきたま農業協同組合

人事委員会関係

告 示

山形県人事委員会告示第2号

平成29年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成29年5月12日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類
山形県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員
次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員	試験区分	採用予定人員
行政	約 45 名	水産	若 干 名
警察行政	約 5 名	電気	若 干 名
福祉・心理	約 5 名	電子	若 干 名
総合土木	約 15 名	機械	若 干 名
建築	若 干 名	工業化学	若 干 名
化学	若 干 名	工業デザイン	若 干 名
一般農業（農業）	約 10 名	少年補導専門官	若 干 名
一般農業（畜産）	若 干 名	警察科学（化学）	若 干 名
林業	約 5 名	警察電気	若 干 名

3 試験の程度

大学卒業程度

4 対象となる職

行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職

5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

適用給料表	給料
行政職給料表	1級25号給
研究職給料表	2級1号給

6 受験資格

次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者（試験区分「電子」、「工業化学」及び「工業デザイン」を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は受験できない。

(1) 昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

(2) 平成8年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者

② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

なお、次表左欄に掲げる試験区分については、同表右欄の資格要件を満たす者に限り受験できる。

試験区分	資格要件
福祉・心理	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成30年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分	試験地	合格者発表
6月25日（日）	教養試験（多肢選択式）	全試験区分	山形市
	専門試験（多肢選択式）		
7月5日（水） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。			

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分	試験地	合格者発表
7月15日（土） （予定）	総合試験（論文記述式）	山形市	8月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。
	人物試験（適性検査）		
	身体測定 基準は別表2のとおり		
7月25日（火）～ 8月3日（木）の うち指定する1日 （予定）	人物試験（集団討論）	全試験区分	
	人物試験（個別面接1・2）	行政	
	人物試験（個別面接）	行政以外	

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

(1) 行政の試験区分

第1次試験		第2次試験			
教養試験	専門試験	総合試験	人物試験		
			集団討論	個別面接1	個別面接2
150点	150点	100点	100点	100点	300点

(2) 行政以外の試験区分

第1次試験		第2次試験		
教養試験	専門試験	総合試験	人物試験	
			集団討論	個別面接
150点	150点	100点	100点	300点

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」(http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html)により、平成29年5月12日（金）午前9時から同年6月1日（木）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない者で平成29年5月24日（水）午後5時までに山形県人事委員会事務局へ問合せをした者は、同年6月1日（木）までに郵送又は持参により申込みを行うものとする（郵送の場合は、同年6月1日（木）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
一般農業（農業）	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画
一般農業（畜産）	栽培学汎論、作物学、土壤肥料学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学

水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
電子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
工業化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
工業デザイン	デザイン史、材料学、人間工学、色彩学、機構・構造学、図学
少年補導専門官	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）
警察科学（化学）	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学、生物化学
警察電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

別表 2

項目	基準
視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。
聴力	職務執行に支障のないこと。
色覚	職務執行に支障のないこと。
その他	職務執行に支障のないこと。

山形県人事委員会告示第3号

平成29年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成29年5月12日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類
山形県職員採用試験（短大卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員
次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員
学校司書	約 5 名

- 3 試験の程度
短期大学卒業程度
- 4 対象となる職

行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職

5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

適用給料表	給料
行政職給料表	1級15号給

6 受験資格

昭和53年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有する者又は平成30年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は受験できない。

7 試験日、試験種目、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
9月24日（日）	教養試験（多肢選択式）	山形市	10月5日（木） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。
	専門試験（多肢選択式）		

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
10月15日（日） （予定）	作文試験	山形市	11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。
	人物試験（適性検査）		
10月23日（月）～ 同月30日（月）の うち指定する1日 （予定）	人物試験（個別面接）		

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

第1次試験		第2次試験	
教養試験	専門試験	作文試験	人物試験（個別面接）
150点	150点	100点	400点

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課、山形県東京事務所、山形県大阪事務所並びに山形県名古屋事務所において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「短卒程度請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570）宛て請求すること。

(2) 申込方法

ア 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html）から申し込むこと。

イ 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要な事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付の上、山形県人事委員会事務局に郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

(3) 申込受付期間

次表のとおりである。

申込方法	申込受付期間
電子申請による申込み	平成29年8月4日（金）午前9時から同月28日（月）午後5時15分まで（受付期間内に受信したものに限り。）
郵送又は持参による申込み	平成29年8月4日（金）から同年9月1日（金）まで（郵送の場合は、同年9月1日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、平成29年8月4日（金）に配布開始となる受験案内を参照すること。

別表1

試験区分	出題分野
学校司書	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む。）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論

山形県人事委員会告示第4号

平成29年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成29年 5月12日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類
山形県職員採用試験（高校卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員
次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員	試験区分	採用予定人員
行 政	約 15 名	総合土木	約 5 名
警察行政	約 5 名		

- 3 試験の程度
高等学校卒業程度
- 4 対象となる職
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

適用給料表	給料
行政職給料表	1級5号給

- 6 受験資格
平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者
(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
(3) 日本の国籍を有しない者
(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者
- 7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表
(1) 第1次試験
次表のとおりである。
なお、専門試験の出題分野は別表1のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分		試験地	合格者発表
9月24日（日）	教養試験（多肢選択式）	全試験区分	山形市 三川町	10月5日（木） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。
	専門試験（多肢選択式）	総合土木のみ		

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分	試験地	合格者発表
10月15日（日） （予定）	作文試験	全試験区分 山形市	11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を 山形県庁屋外掲示板に掲示して発表 するほか、第2次試験受験者全員に 書面で可否を通知する。
	人物試験（適性検査）		
10月23日（月）～ 同月30日（月）の うち指定する1日 （予定）	人物試験（個別面接）		

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

試験種目 試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験（個別面接）
行政、警察行政	300点	—	100点	400点
総合土木	150点	150点	100点	400点

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課、山形県東京事務所、山形県大阪事務所並びに山形県名古屋事務所において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「高卒程度請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570）宛て請求すること。

(2) 申込方法

ア 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html）から申し込むこと。

イ 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付の上、山形県人事委員会事務局に郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書するとともに、簡易書留の方法によること。

(3) 申込受付期間

次表のとおりである。

申込方法	申込受付期間
電子申請による申込み	平成29年8月4日（金）午前9時から同月28日（月）午後5時15分まで（受付期間内に受信したものに限り。）
郵送又は持参による申込み	平成29年8月4日（金）から同年9月1日（金）まで（郵送の場合は、同年9月1日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、平成29年8月4日（金）に配布開始となる受験案内を参照すること。

別表1

試験区分	出題分野
総合土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、農業土木設計、水循環、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木施工

山形県人事委員会告示第5号

平成29年度山形県市町村立学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

平成29年5月12日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

1 試験の種類

山形県市町村立学校事務職員採用試験

2 試験区分及び採用予定人員

次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員
小・中学校事務Ⅰ	約 15 名
小・中学校事務Ⅱ	約 10 名

3 試験の程度

高等学校卒業程度

4 対象となる職

行政職給料表の職務の級1級の職のうち、市町村立学校事務職員の職

5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

適用給料表	給料
行政職給料表	1級5号給

6 受験資格

次表のとおりである。

試験区分	受験資格
小・中学校事務Ⅰ	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
小・中学校事務Ⅱ	昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

(注) 下記のいずれかに該当する者は受験できない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者

7 試験日、試験種目、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
9月24日（日）	教養試験（多肢選択式）	山形市 三川町	10月5日（木） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
10月15日（日） （予定）	作文試験	山形市	11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。
	人物試験（適性検査）		
10月23日（月）～ 同月30日（月）の うち指定する1日 （予定）	人物試験（個別面接）		

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

第1次試験	第2次試験	
教養試験	作文試験	人物試験（個別面接）
300点	100点	400点

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課、山形県東京事務所、山形県大阪事務所並びに山形県名古屋事務所において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「学校事務請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570）宛て請求すること。

(2) 申込方法

ア 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html）から申し込むこと。

イ 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付の上、山形県人事委員会事務局に郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書するとともに、簡易書留の方法によること。

(3) 申込受付期間

次表のとおりである。

申込方法	申込受付期間
電子申請による申込み	平成29年8月4日（金）午前9時から同月28日（月）午後5時15分まで（受付期間内に受信したものに限り。）
郵送又は持参による申込み	平成29年8月4日（金）から同年9月1日（金）まで（郵送の場合は、同年9月1日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、平成29年8月4日（金）に配布開始となる受験案内を参照すること。

病院事業局関係

告 示

山形県病院事業告示第1号

平成15年5月県病院事業告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、廃止する。

平成29年5月12日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年5月12日

山形県立子ども医療療育センター所長 井 田 英 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立子ども医療療育センター医療情報システム保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立子ども医療療育センター総務療育部総務課管理担当 上山市河崎三丁目7番1号
電話番号023(673)3366
- 3 落札者を決定した日 平成29年3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社YCC情報システム 山形市松波4丁目5番12号
- 5 落札金額 16,086,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年2月17日

平成30年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成29年5月12日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

校 種 ・ 職		教 科 ・ 科 目	選 考 区 分				採用見込数		
小 学 校	教 諭		一般選考	講師等特別選考	現職教員特別選考	教職大学院修了見込者特別選考	※身体障がい者特別選考	約140名	
中 学 校	教 諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	一般選考					一般選考及び社会人特別選考	約65名
		英語							
特別支援学校	小学部教諭		一般選考						約20名
	中学部教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	一般選考					一般選考及び社会人特別選考	
		英語							
高 等 学 校	教 諭	国語、「世界史・日本史」、数学、物理、化学、生物、保健体育、音楽、美術、家庭、農業、水産、商業	一般選考	一般選考及び社会人特別選考	約30名				
		英語、建築							

	助 教 諭	建築	一般選考及び社会人特別選考				
養 護 教 諭			一般選考				約25名
栄 養 教 諭			一般選考				若干名
※身体障がい者特別選考		上記の全ての校種・職を対象に、一般選考、社会人特別選考、講師等特別選考、現職教員特別選考及び教職大学院修了見込者特別選考とは別に選考する。採用見込数は約10名とし、校種・職ごとの採用見込数を含む。					

ス ポ ー ツ 特 別 選 考	高等学校保健体育の教諭を対象に、一般選考、社会人特別選考、講師等特別選考、現職教員特別選考及び教職大学院修了見込者特別選考とは別に選考する。採用見込数は若干名とし、高等学校の採用見込数に含まない。
-----------------	--

- (注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
- 2 小学校又は特別支援学校小学部の志願者で、両方の志願資格を有する者は、第2志望としてそれぞれ特別支援学校小学部又は小学校を併願することができる。
- 3 中学校又は特別支援学校中学部の志願者で、両方の志願資格を有する者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ特別支援学校中学部又は中学校を併願することができる。
- 4 特別支援学校中学部を志願した者であっても、特別支援学校高等部に採用する場合がある。

2 志願資格

(1) 全ての志願者に共通する資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

(2) 選考区分ごとの資格

① 一般選考の志願者の資格

それぞれの校種の教諭の普通免許状*、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は平成30年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者

なお、各普通免許状は、平成30年4月1日時点で有効なものとする。

* 特別支援学校小学部及び中学部においては、特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて当該学部の教諭の普通免許状

② 社会人特別選考の志願者の資格（イ及びロに該当する者）

イ 平成30年3月31日時点で、志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く。）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者

ロ それぞれの校種の平成30年4月1日時点で有効な教諭の普通免許状を有する者又は平成30年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者

また、高等学校の建築の志願者にあつては、大学（短期大学を除く。）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者

③ 講師等特別選考の志願者の資格（イ、ロ、ハ及びニの全てに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格と同じ

ロ 昭和53年4月2日以降生まれの者

ハ 山形県内の国立大学法人附属学校並びに山形県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、志願する校種・職、教科で、常勤の職（講師、助教諭、養護助教諭）又は山形県内の国立大学法人附属学校及び山形県教育委員会が任命した週30時間以上勤務する非常勤講師として勤務した経験のある者又は勤務している者

ニ 平成25年4月1日から平成29年4月30日までの期間内で、志願する校種・職、教科において通算25か月以上勤務した経験のある者。ただし、特別支援学校を志願する場合は、学部を問わず、通算することができる。

また、小学校、中学校と特別支援学校の併願を希望する者は、通算25か月以上の勤務経験のうち、志願校種において通算12か月以上勤務した経験のある者

④ 現職教員特別選考の志願者の資格（イ、ロ及びハの全てに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格と同じ

ロ 昭和53年4月2日以降生まれの者

ハ 平成30年3月31日時点で、本県以外において、志願する校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職で、国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員として、3年以上継続して在職している者

なお、正式採用教員とは期限を付さないで採用された者をいう。

⑤ 教職大学院修了見込者特別選考の志願者の資格（イ及びロに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格と同じ

ロ 平成28年4月から教職大学院に在籍し、平成30年3月に修了見込みの者で、平成27年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者。ただし、合格した校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職についてのみ志願できる。

⑥ 身体障がい者特別選考の志願者の資格（イ、ロ及びハの全てに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格と同じ

ロ 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者

ハ 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者

⑦ スポーツ特別選考の志願者の資格（イ、ロ及びハの全てに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格と同じ

ロ 昭和47年4月2日以降生まれの者

ハ 水泳（水球）、ホッケー及びスケート（スピード）の競技種目において、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する者

(イ) 高等学校卒業後、国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会等）に日本代表で出場した者

(ロ) 上記(イ)の者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者

(ハ) 全国高等学校総合体育大会等で3位以上の成績を収めた者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者

志願資格について、虚偽の申告があった場合又は平成30年4月1日時点で有効な免許状を取得していない者は、採用無効となる。

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

平成29年5月12日（金）から教育庁教職員課教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で配布する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）し、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

① 第一次選考試験受験のため提出するもの（ロとハは切り離さないこと。）

イ 志願書

ロ 受験票

ハ 体育実技試験選択希望記入票（体育の実技試験が必要な志願者のみ）

ニ 受験者登録票

ホ エントリーシート

へ 返信用封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）2通

返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

ト 身体障がい者特別選考で受験する場合は「身体障害者手帳」の写し

チ 講師等特別選考で受験する場合は「職歴申告書」

リ 現職教員特別選考で受験する場合は「在職証明書」（厳封親展）

ヌ スポーツ特別選考で受験する場合は「スポーツ特別選考調書」及び実績を証明できる書類の写し

チの「職歴申告書」、リの「在職証明書」及びヌの「スポーツ特別選考調書」は、山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp> から「資格・試験・採用」→「山形県公立学校教員の採用について」と進み、様式をダウンロードし、作成することができる。

- ② **第二次選考試験受験のため提出するもの**（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること。）

イ 最終学歴に係る学校の成績証明書

ロ 推薦書（厳封親展）

推薦書の様式は、第一次試験の合格者に送付するが、第一次試験の結果発表後に山形県ホームページから「資格・試験・採用」→「山形県公立学校教員の採用について」と進み、ダウンロードすることができる。

ハ 志願する校種・職の免許状授与証明書（免許状が、山形県教育委員会から授与された者については、免許状の写しをもって代えることができる。）又は免許状取得見込証明書

ニ 返信用封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）1通

返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

- (3) 志願書等の受付期間及び受付時間並びに提出先

受 付 期 間	受 付 時 間	提 出 先
平成29年5月15日（月）から 同 年5月26日（金）まで （土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から 午後5時まで	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁教職員課教員採用担当

- ① 出願は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（小、中、特別支援・小、特別支援・中、高、養教、栄教の別を記入すること）在中」と朱書すること。
- ② 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成29年5月26日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

4 選考の方法

- (1) 第一次選考試験

- ① 期日及び志願校種・職並びに試験会場

平成29年7月22日（土）及び7月23日（日）

志 願 校 種 ・ 職	試 験 会 場
<input type="radio"/> 小学校の教諭 <input type="radio"/> 特別支援学校小学部の教諭 <input type="radio"/> 中学校保健体育の教諭 <input type="radio"/> 特別支援学校中学部保健体育の教諭 <input type="radio"/> 高等学校保健体育の教諭（スポーツ特別選考を含む。） <input type="radio"/> 栄養教諭	山形中央高等学校 山形市鉄砲町二丁目10番73号 電話023(641)7311
<input type="radio"/> 中学校音楽の教諭 <input type="radio"/> 特別支援学校中学部音楽の教諭 <input type="radio"/> 高等学校音楽の教諭	山形北高等学校 山形市緑町二丁目2番7号 電話023(622)3505 ※7月23日の会場等については、7月22日に指示する。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 ○ 特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 ○ 高等学校の国語、「世界史・日本史」、数学、物理、化学、生物、美術、英語、家庭、農業、水産、商業の教諭 ○ 高等学校建築の教諭及び助教諭 ○ 養護教諭 	<p>上山明新館高等学校 上市市仙石650 電話023(672)1701</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校技術の教諭 ○ 特別支援学校中学部技術の教諭 	<p>山形県教育センター 天童市大字山元字犬倉津2515 電話023(654)2155 ※7月23日の会場等については、7月22日に指示する。</p>

② 試験科目及び内容

- イ 集団討議（スポーツ特別選考を除く。）
- ロ 次により行う筆記試験及び実技試験

選考区分	試験内容		筆記試験	実技試験
	志願校種・職			
一般選考	小学校教諭	教職教養・一般教養	小学校の全教科	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳（25メートル）※水中からのスタート ・器械運動（マット運動、鉄棒運動のうちいずれかを選択）
	中学校教諭	同上	出願した教科	<ul style="list-style-type: none"> ○音楽 <ul style="list-style-type: none"> ・新曲視唱及び新曲視奏をすること。 ・中学校学習指導要領（平成20年3月告示）による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をすること（演奏譜は特に指定しない）。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、指揮をしながら歌うこと（伴奏なし）。 ・随意曲（歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲）を伴奏なしで演奏すること。ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可 なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること（試験終了後返却）。 ○美術 当日指示するもの ○保健体育 <ul style="list-style-type: none"> ・水泳（50メートル） ・次の5領域から2領域選択 陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目）、武道（柔道、剣道のうち1種目）、ダンス ○技術 当日指示するもの ○家庭 当日指示するもの ○英語 英語による面接
	特別支援学校教諭	同上	小学部は全教科、中学部は出願した教科	小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ

高等学校	教 諭	同 上	出願した教科・科目 ○物理、化学及び生物にあつては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。 ○建築にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。	○保健体育 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ ○音楽 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ ○美術 当日指示するもの ○英語 英語による面接 ○家庭 当日指示するもの
	助教諭			
養 護 教 諭	同 上	養護に関する専門科目	当日指示するもの	
栄 養 教 諭	同 上	食育及び学校給食に関する専門科目		
社会人特別選考 講師等特別選考 現職教員特別選考	第一次選考試験において、「教職教養・一般教養」を「小論文」に代える。 その他は、一般選考と同じに行う。			
教職大学院修了見込者特別選考	第一次選考試験を免除する。			
身体障がい者特別選考	原則として一般選考と同じに行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。			
スポーツ特別選考	「小論文」及び「面接」			

③ 日 程

選考区分	一般選考・身体障がい者特別選考		社会人特別選考 講師等特別選考 現職教員特別選考	スポーツ特別選考
志願校種・職	○小学校 ○特別支援学校 小学部	○中学校 ○特別支援学校 中学部 ○高等学校 ○養護教諭 ○栄養教諭		
日 時				
7月22日(土)	午前8時30分	開場（受験者入口）		
	午前9時	集合完了（受験会場）		
	午前9時10分から 午前10時30分まで	教職教養・一般教養	小論文	
	午前10時50分から 午後0時40分まで	教科・科目（小学校及び特別支援学校小学部を除き、実技試験を課す教科及び職は、午後0時20分まで）		面接
	午後1時50分から 午後5時まで		実技試験（小学校及び特別支援学校小学部を除く実技試験を課す教科及び職）	
	7月23日(日)	午前9時から 午後5時まで	集団討議 実技試験（小学校及び特別支援学校小学部のみ） ※7月23日の集合時刻については7月22日に指示し、詳細については当日指示する。	

7月22日（土）午後の実技試験の集合時刻については、志願する校種の教科・科目及び職ごとに当日指

示する。

④ 当日持参するもの

イ 受験票

ロ 筆記用具（三角定規、コンパスを含む。）

ハ 内履き及び下足用ビニール袋

ニ 高等学校商業の受験者は、電卓（プログラム機能付電卓は不可）

ホ 高等学校建築の受験者は、関数電卓（プログラム機能付電卓は不可）

ヘ 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの

○小学校及び特別支援学校小学部……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（内履き）

○保健体育……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（武道を選択する者はその用具）

○音 楽……楽譜（随意曲の楽譜は提出）、楽器（ピアノ以外の楽器を使用する場合）

○美 術……鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、画筆、水彩絵の具（固形タイプは不可）、パレット、筆ふき用スポンジ（布も可）、筆洗、実習衣

○技 術……作業衣

○家 庭……実習衣

○養護教諭……運動着又はスラックス

（注）必要に応じて、熱中症予防のための飲み物を持参すること。

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接1、個人面接2、実技試験、適性検査及び作文）

① 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

志 願 校 種	期 日	試 験 会 場
小学校及び 特別支援学校小学部	9月13日（水）及び 9月14日（木） の2日間	山形県教育センター 天童市大字山元字大倉津2515 電話023(654)2155
上記以外	9月12日（火）、9月13日（水）又は 9月14日（木）のいずれか1日	

② 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課す。

なお、実技試験は次のとおりとする。

イ 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、伴奏なしによる歌唱をする。

なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

ロ 英語は、英語による簡単な自己紹介と日常会話とする。

③ 教職大学院修了見込者特別選考の試験内容は、個人面接1、個人面接2、適性検査及び作文とする。

5 選考試験結果の発表及び通知

(1) 第一次選考試験の結果発表は8月31日（木）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は10月11日（水）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。

また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 選考試験の可否についての電話等による問合せには、一切応じない。

(3) 第一次選考試験の筆記試験、実技試験及び集団討議の得点と総合ランク、第二次選考試験の模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点と総合ランクを、各受験者宛て通知する。

6 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

試験内容 志願校種・職		筆記試験		実技試験	集団討議	満 点
		教職教養・ 一般教養	教科・科目			
○小学校 ○特別支援学校小学部		100点	100点	50点	50点	300点
○中学校	実技試験を行わないもの		150点	/		300点
○特別支援学校 中学部	実技試験を行うもの		100点	50点		300点
○高等学校	実技試験を行わないもの		300点	/		450点
	実技試験を行うもの		200点	100点		450点
○養護教諭			100点	50点		300点
○栄養教諭			150点	/		300点
○スポーツ特別選考			小論文150点、面接300点			450点

選考基準：筆記試験等の合計得点と集団討議の得点とにより選考

ただし、スポーツ特別選考は小論文及び面接の得点とにより選考

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

試験内容 志願校種・職	試験内容					満 点
	模擬授業等	個人面接1	個人面接2	作 文	実技試験	
○小学校 ○特別支援学校小学部	150点	150点	100点	50点	50点	500点
○中学校 ○特別支援学校中学部					/	450点
○高等学校					50点	
○養護教諭 ○栄養教諭						
○スポーツ特別選考	/					

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合的に勘案し選考

(3) 評価の観点

- ① 集団討議及び個人面接では、「教師としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ② 模擬授業等では、「構成力」「表現力」「対応力」等について評価する。
- ③ 小論文及び作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ④ 実技試験では、「基本的な実技能力」「特技の程度」等について評価する。

7 留意事項

- (1) 身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする者は、志願書の「身体等の事情により、受験に際して配慮を希望すること」の欄に具体的に記入すること（身体障がい者特別選考の者は、必ず記入すること）

と。)

(例) 点字による案内、受験を希望する。車椅子の使用を希望する。

- (2) 併願の場合を除き、2校種以上に志願書を提出した場合は、全て無効とする。
- (3) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること（身体障がい者特別選考の者は除く。)
- (4) 試験会場の建物内では、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。
- (5) 試験会場への自動車での来場及び試験会場付近での送迎車の駐停車は禁止する。
- (6) 試験会場は敷地内禁煙とする。
- (7) 不明な点については、山形県教育庁教職員課（電話023(630)2864又は023(630)2863）の教員採用担当に問い合わせること。

なお、山形県ホームページ上でも試験等に関する情報を提供している。

平成29年5月12日印刷 発行所 山形県庁
平成29年5月12日発行 発行人 山形県